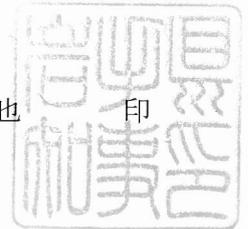


松下 勝則 様

岩手県知事 達増 拓也



開 示 決 定 等 延 長 通 知 書

平成 25 年 4 月 1 日付けで請求のありました行政文書の開示について、情報公開条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期限を延長します。

行政文書の表示	1 広域処理必要量一覧表（平成 24 年 12 月最新計画） 2 2012.5.21 の環境省リサイクル対策部発表の広域処理の必要量（岩手県発）の基データ 3 2012.8.7 の環境省広域処理の工程表のデータ（岩手県発）の基データの測定値 4 2012.12.26 の埼玉県のがれき広域処理発表データ（野田村発）の再調査データと、契約時の調査データ 5 2013.1 月静岡県のがれき広域処理発表データ（山田町・大槌町発）の再調査データと契約時の調査データ 6 大阪に持ち込む宮古の最新の調査データ
延長前の期間	平成 25 年 4 月 1 日から （15 日間） 平成 25 年 4 月 15 日まで
延長後の期間	平成 25 年 4 月 1 日から （45 日間） 平成 25 年 5 月 15 日まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書が著しく大量にあること、年度当初であり災害廃棄物処理業務が集中し業務間の調整に時間を要するため。
担 当 課 等	環境生活部廃棄物特別対策室 災害廃棄物処理企画担当 電話（019）629-6943（直通）
備 考	

備考 1 この処分に対する不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して書面をもって異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったこととを知らなかった日を知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内を提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てを提起するに当たって決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起するに要する費用の額を記載しています。

3 「開示の実施に要する費用の額」とは、行政文書の写し、複製物又は行政文書を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額を記載しています。

4 指定された日時に開示の実施の方法等を出しすることができないとき又は指定された開示を実施する日に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等へご連絡ください。

5 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。